



## 指針の見直しについて

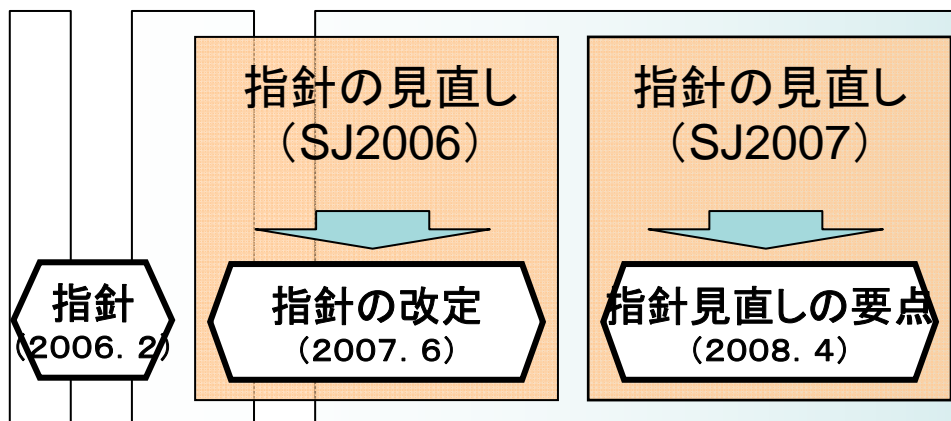
2009年5月8日

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)

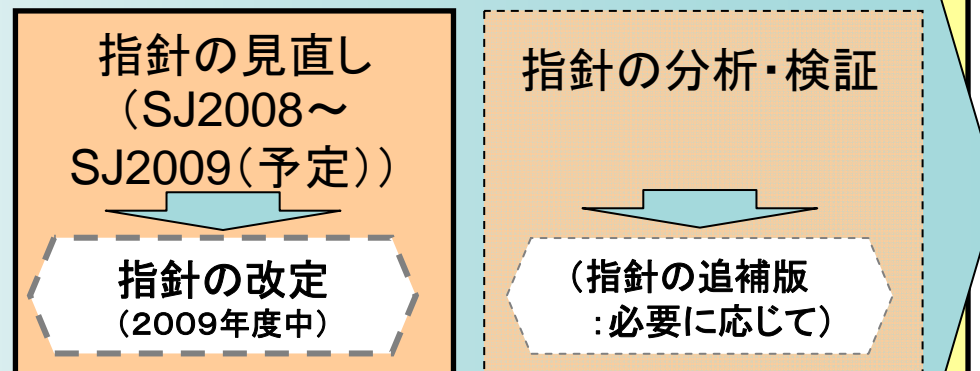
# 「指針の見直し」の概要

- 第1次行動計画では、指針(※)制定(2006年2月)、指針の改定(2007年6月)、指針見直しの要点とりまとめ(2008年4月)の実施に加え、各分野にて安全基準等の策定・見直しが行われ、これらを定期的実施するサイクルが確立した
- 今回、セキュア・ジャパン2008に基づいて、分析・検証を実施し、必要に応じて指針の改定等の対策の検討を進める
- この検討から、第2次行動計画における「指針の改定に関する検討は原則として3年に1度実施」し、「指針の改定は、第2次行動計画の初年度に実施する」ことに引き継いでいき、指針の改定を実施する

## 第1次行動計画における取組み



## 第2次行動計画における取組み



### 第1次行動計画

・指針については1年ごと及び必要に応じて適時見直す

### セキュア・ジャパン2008

・行動計画の見直し状況や、相互依存性解析の成果等を踏まえ、各重要インフラ所管省庁の協力を得て、情報セキュリティ対策に関する問題意識の抽出に向けた分析・検証を実施し、必要に応じて指針の改定等の対策の検討を進める

### 第2次行動計画

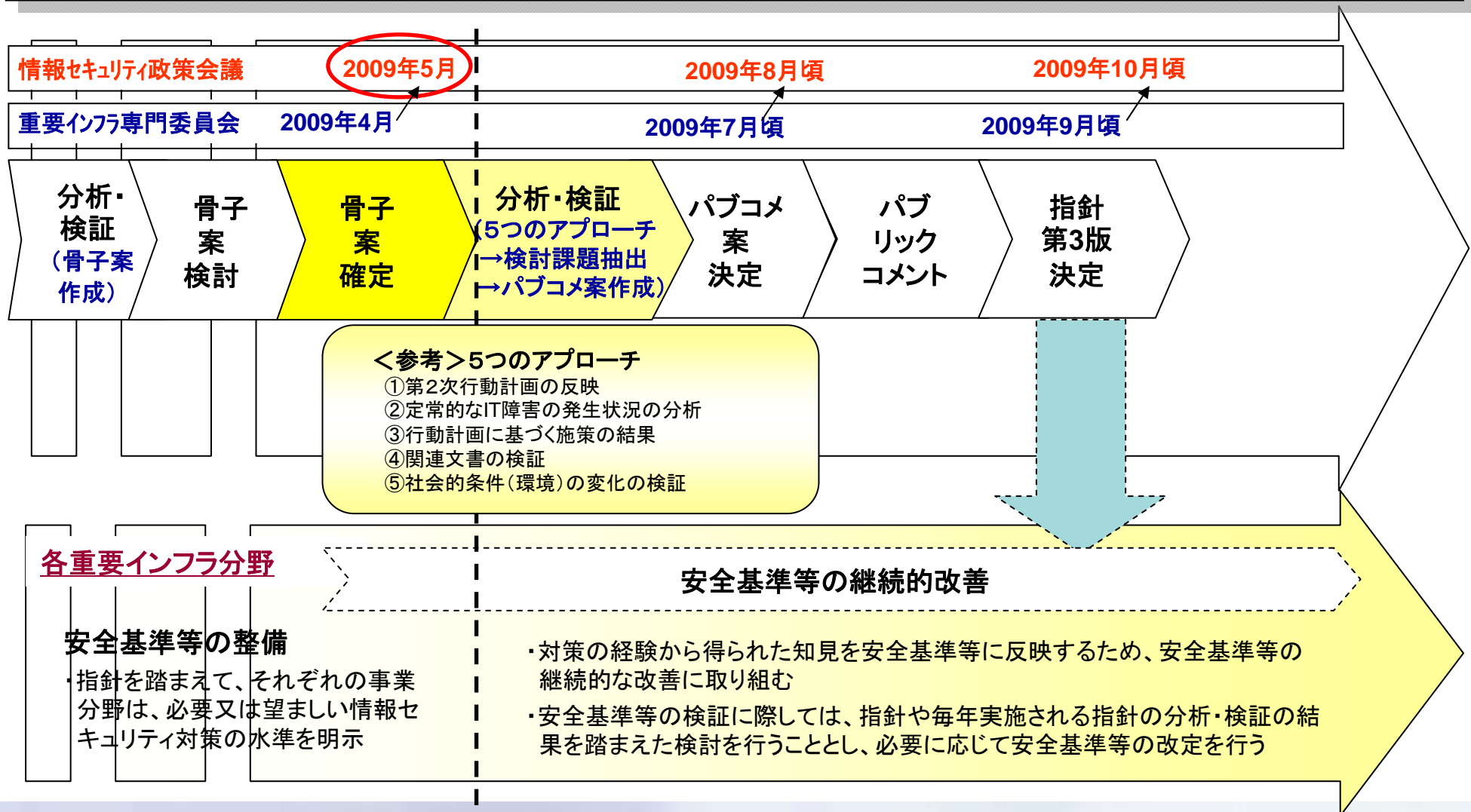
・社会動向の変化等に対応し、また新たな知見を適時反映していくために、指針の分析・検証を1年毎、及び必要に応じて実施し、その結果を公表することとする。なお、指針の改定に関する検討は原則として3年に1度実施するものとする

・指針の改定は、第2次行動計画の初年度に実施する

※重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針(2006年2月2日 情報セキュリティ政策会議決定、2007年6月14日改定)

# 指針の改定に向けたスケジュール

- 指針改定の骨子案を2009年4月までにとりまとめた後、引き続き分析・検証を進め、2009年10月頃に指針第3版の策定が完了することを目指す
- 各重要インフラ分野は、第2次行動計画期間中における安全基準等の継続的改善の際に指針第3版を活用することを期待する



<p>I 目的及び位置づけ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要インフラにおける情報セキュリティ確保のために</li> <li>2. 「安全基準等」の必要性</li> <li>3. 「安全基準等」とは何か</li> <li>4. 本指針の位置づけ</li> <li>5. 本指針の構成</li> <li>6. 本指針を踏まえた安全基準等の継続的改善及び浸透への期待</li> </ol> <p>II 「安全基準等」で規定が望まれる項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「安全基準等」策定の目的</li> <li>2. 「安全基準等」の対象範囲基準</li> <li>3. 「安全基準等」の対象とする脅威</li> <li>4. 重要インフラ事業者等の担う役割</li> <li>5. 「安全基準等」の公開</li> <li>6. 対策項目             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 4つの柱                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 組織・体制及び資源の確保</li> <li>イ 情報についての対策</li> <li>ウ 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策</li> <li>エ 情報システムについての対策</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	<p>(2) 5つの重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア IT障害の観点から見た事業継続性確保のための対策</li> <li>イ 情報漏えい防止のための対策</li> <li>ウ 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策</li> <li>エ 利用者の合理的な対応に必要な情報の開示等の対策</li> <li>オ 社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策</li> </ul> <p>III フォローアップ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. フォローアップの考え方</li> <li>2. 本指針の継続的改善             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指針改定に関する検討</li> <li>(2) 指針の分析・検証</li> </ol> </li> <li>3. 安全基準等の継続的改善             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等</li> <li>(2) 内閣官房</li> </ol> </li> <li>4. 安全基準等の浸透             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等</li> <li>(2) 内閣官房</li> </ol> </li> </ol>
--	--

## <参考> 具体性の充実のイメージ

○重要インフラ事業者等の自主的な取組みに資する項目を充実させるために、指針に記載される事項を「要検討事項」と「参考事項」に分類し、対策項目の具体化を例示することにより、記載事項の充実を図る

